

公益財団法人奄美奨学会貸与規程

第一章 総 則

(通則)

第1条 公益財団法人奄美奨学会定款第4条の規定に基づき、この規程を定める。

(貸費生の資格)

第2条 公益財団法人奄美奨学会（以下「本奨学会」という）の貸与生となる者は、奄美群島出身者の子弟であって、大学、大学院または短期大学（以下「大学等」という）、高等専門学校（以下「高専」という）に在学し、学業・人物ともに優秀かつ健康であって、学費の支弁が困難と認められるものでなければならない。

(貸与期間および金額)

第3条 奨学金を貸与する期間は、正規の最短修業期間とする。

2 奨学金の貸与額は、次のとおりとする。但し、貸与生本人の申出により月額貸与金を減額することができる。

大学・短期大学・高専学生	月額 30,000 円
大学院学生	月額 35,000 円

第二章 貸与生の採用と貸与金の交付

(貸与生願書及び貸与生推薦書の提出)

第4条 貸与生志望者は、連帯保証人予定者と連署した本奨学会宛の貸与生願書に、出身学校長又は在学学校長の推薦書・成績証明書、連帯保証人の保証書および健康診断書を添えて本奨学会に提出するものとする。

但し、理事長は、連帯保証人予定者の保証書については、貸与生として採用された後に提出することを許可することが出来る。

- 2 連帯保証人予定者は、祖父母、父母、兄弟姉妹以外の者でなければならない。
- 3 連帯保証人予定者は、新たな連帯保証人を選出した場合を除き、貸与者の連帯保証人として所定の書類の提出義務を負う
- 4 連帯保証人は、貸与金の返還について連帯して返還の義務を負う

(貸与生の採用)

第5条 貸与生の採用は、選考委員会規程第4条に基づき構成する選考委員の選考会議を経て、理事会が決定し、その結果を前条の推薦した学校長を経由し、又は直接本人に通知する。

(貸与金の交付)

第6条 貸与金の交付は始期をその年の4月分からとし1か月分毎に交付することを常例とする。

- 2 初年度の交付は理事会の採用決定後遡って複数月をまとめて交付するものとする。
- 3 次年度以降の貸与金は、第8条で規定する書類の到着をもって遡って交付するものとする。

4 貸与金の交付は、本人の指定指定する本人名義の口座に振り込むものとする。

(貸与金受領書の提出)

第7条 貸与金の交付を受けた貸与生は、その都度、直ちに貸与金受領書を提出しなければならない。

(学業成績及び生活状況の報告)

第8条 貸与生は、毎学年末までに、在籍証明書、学業成績表及び生活状況報告書を、理事長宛に作成し事務局に提出しなければならない。

(変更届出)

第9条 貸与生は、次の各号の一に該当する場合は、連帯保証人と連署のうえ、直ちに届け出なければならない。

- 一 休学、復学、転学又は退学したとき
- 二 停学、退学、その他の処分を受けたとき
- 三 連帯保証人を変更するとき
- 四 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

2 貸与生であった者が、貸与金の返還完了前に前項第三号又は四号に該当するときは、前項に準じて届け出なければならない。

(貸与の休止)

第10条 次の各号に該当する場合は貸与金の交付を休止する。

- 一 貸与生が休学し又は長期にわたって欠席したとき。
- 二 第8条で規定する書類の未提出の期間

(貸与の復活)

第11条 前条1項の規定により貸与金の交付を休止された者について、その事由が止んだときは、貸与金の交付を復活することができる。

(貸与生資格の取消し)

第12条 貸与生が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の審議を経て、貸与生の資格を取消することができる。

- 一 疾病などのために成業の見込みがなくなったとき
- 二 学業成績または素行が不良となったとき
- 三 貸与金を必要としない理由が生じたとき
- 四 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- 五 その他第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき
- 六 前各号のほか、貸与生として適当でない事実があったとき

(貸与金の辞退)

第13条 貸与生は貸与の必要がなくなった時は貸与金の辞退を申し出なければならない。

(貸与金借用証書の提出)

第14条 貸与生は、次の各号の一に該当する場合は、在学中貸与を受けた貸与金の金額について、

貸与金借用証書を作成し、連帯保証人と連署のうえ、直ちに提出しなければならない。

- 一 卒業若しくは修了し、又は貸与金貸与期間が満了したとき
- 二 第12条の規定により貸与生の資格を取り消されたとき
- 三 退学したとき
- 四 貸与金を辞退したとき

(貸与金の利息)

第15条 貸与金は無利息とする。

第三章 貸与金の返還

(貸与金の返還)

第16条 貸与生は、奨学金の貸与が終了したときは、終了の日から1か月以内に、奨学金の返還に関する計画書を提出しなければならない。

- 2 前項の返済に関する計画は、貸与の終了後6か月を経過した日から起算して10年以内に、毎月均等額以上を返済する内容でなければならない。
- 3 貸与生は、第1項の返済計画にかかわらず、いつでも繰上げ返還することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、貸与金の貸与を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、貸与した貸与金の全部または一部につき、繰上げ償還させることができる。
 - 一 第12条の規定により貸与生の資格を取り消されたとき
 - 二 虚偽の申請、その他の不正の手段によって貸与を受けたとき
 - 三 第1項の返済計画書に定めた返還金の支払を3回分以上怠ったとき

(貸与金の返還猶予)

第17条 貸与生であった者が次の各号の一に該当する場合は、願い出によって貸与金の返還を猶予することができる。

- 一 災害により損害を被ったため返還が困難となったとき
 - 二 傷病により返還が困難となったとき
 - 三 貸与期間終了後更に大学、大学院又はこれらと同程度の学校に在学するとき
 - 四 外国にあって学校に在学し又は研究に従事するとき
 - 五 その他、やむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき
- 2 返還猶予の期間は1年以内とし、さらに事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、通算して5年を限度とする。

(返還猶予の願い出)

第18条 貸与金の返還猶予を受けようとする者は、その事由に応じて証明することのできる書類を添付し連帯保証人と連署のうえ、貸与金返還猶予願を提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第19条 貸与金の返還猶予の願い出があったときは、理事会において審査決定し、その結果を本人に通知する。

(貸与生であった者等の届出)

第20条 貸与生が第14条の各号の1に該当するときは、3か月以内にその住所および職業を届

け出なければならない。

- 2 貸与生であった者が、大学院に入学したときは、新たに第4条第一項に規定する書類を添えて直ちに届け出なければならない。他の大学に入学した時も同様とする。
- 3 貸与生又は貸与生であった者は、貸与金返還完了前に氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。
- 4 貸与生又は貸与生であった者は、その連帯保証人もしくは保証人を変更したときまたはそれらの氏名、住所、その他重要な事項に変更があったときは、ただちに届け出し理事会の承認を受けなければならない。

(死亡の届出)

第21条 貸与生又は貸与生であった者が死亡したときは、貸与生の相続人または連帯保証人は、死亡診断書その他死亡を証する書面を添えて直ちに届け出なければならない。

第四章 貸与金の返還免除及び貸倒処理

(貸与金の返還免除)

第22条 貸与生又は貸与生であった者が死亡したとき、並びに身体の機能に障害を生じて労働能力を喪失し、貸与金の返済が不能となり、かつ連帯保証人においても返還の資力がないとき、その他特別の事情があるときは、貸与金の全部または一部の返還を免除することがある。

(返還免除の願い出)

第23条 貸与金の返還免除を受けようとするときは、本人または相続人は、連帯保証人と連署のうち、次の各号の書類を添付し貸与金返還免除願を理事長に提出しなければならない。

- 一 死亡の場合は、戸籍謄本その他死亡を証する書面
- 二 身体の機能に障害を生じて労働能力を喪失し、貸与金の返済が不能となった場合は、医師の診断書及び返還が不能であることを証する書面
- 三 その他特別の事情による場合は、当該特別の事情を証する書面

(貸与金の貸倒れ)

第24条 次の各号に該当する場合は、理事会の承認を得て貸倒れの処理をする事ができる。

- 一 貸与生に対する貸与金返還の督促が10年以上続き返還が無いとき。
 - 二 貸与生が行方不明となりその者の所在を確認できなくなってから5年経過したとき。
 - 三 その貸与生の返還費用が返還残高に比べ相当額以上と予測されるとき。
- 2 理事長は、前項の事由が生じて今後、返還が見込めないと判断した場合、貸倒れ処理願いを理事会に提出することができる。

(返還免除願い出及び貸倒れ処理願提出の期限)

第25条 貸与金返還免除願い及び貸倒れ処理願いは、各々返還不能の事由が生じた時から3ヶ月以内に提出しなければならない。

(返還免除及び貸倒れ処理の決定)

第26条 貸与金返還免除の願いがあったときは、理事会において審査決定し、その結果を本人、相続人または連帯保証人に通知する。

- 2 貸倒れ処理願いは、理事会の承認決定後、理事長を通じて事務局に連絡し処理をする。

第五章 貸与生の指導

(貸与生の指導)

第27条 奨学会の理事並びに評議員は貸与生を将来社会有用の人材として育成するために必要な教養の涵養と貸与生の修業成績および生活状況に応ずる適切な指導を行なうものとする。

第六章 補則

(変更)

第28条 この規程を変更しようとするときは、理事会の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から実施する。